

議案第 10 号

令和 8 年度伊賀市水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 8 年度伊賀市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数		40,300 戸
(2) 年間総給水量		13,440,000 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量		36,822 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	原水及び浄水施設事業	268,353 千円
	給水区域内配水施設事業	501,590 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入
第 1 款	水道事業収益	3,236,975 千円
第 1 項	営業収益	2,363,498 千円
第 2 項	営業外収益	873,477 千円
		支 出
第 1 款	水道事業費用	3,205,290 千円
第 1 項	営業費用	2,863,528 千円
第 2 項	営業外費用	331,662 千円
第 3 項	特別損失	5,100 千円
第 4 項	予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,048,355千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	929,967千円
第1項 国庫補助金	49,960千円
第3項 負担金	21,595千円
第4項 他会計補助金	204,398千円
第5項 企業債	567,300千円
第7項 出資金	66,614千円
第9項 固定資産売却代金	100千円
第10項 その他資本的収入	20,000千円

支 出

第1款 資本的支出	1,978,322千円
第1項 建設改良費	830,794千円
第2項 企業債償還金	882,629千円
第3項 ダム負担金	254,899千円
第7項 予備費	10,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道事業	千円 567,300	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び特定資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、債権者との協定によるものとする。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
計	567,300			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 324,115千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、23,000千円と定める。

令和8年2月26日提出

伊賀市長 稲 森 稔 尚